

主任ケアマネの兼務認める中間整理案を厚労省が提示

- ・ 居宅介護支援事業所と地域包括支援センターによる主任ケアマネジャーの確保が困難な地域があるとして、厚生労働省は2日、それらでの兼務を認める中間整理案を「ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会」に示した。しかし、検討会の構成員からは、双方の主任ケアマネの役割は異なり、兼務には大きな負担が生じるなどと反対意見や慎重論が相次いだ。
- ・ 中間整理案は大筋で合意が得られたが、反対意見の取り扱いは田中滋座長（埼玉県立大学理事長）に一任された。厚労省は、正式な中間整理を近く公表する。
- ・ この日、同検討会に示した中間整理案は、11月の素案に修正を加えたもの。同案によると、居宅介護支援事業所の主任ケアマネは、事業所内のケアマネの指導や助言が重要な役割だとしている。一方、地域包括支援センターでは、介護を中心とした高齢者の相談に対応し、居宅介護支援事業所や他の関係機関と連携を深めながら社会資源の掘り起こしなどを行い、課題解決の方策を検討する。
- ・ 居宅介護支援事業所の主任ケアマネは管理業務に多くの時間を費やしているのに対し、地域包括支援センターの主任ケアマネは、介護予防支援業務や介護予防ケアマネジメントなどの業務負担が大きいと指摘されている。
- ・ 意見交換で、川北雄一郎構成員（全国地域包括・在宅介護支援センター協議会副会長）は、双方の役割を分化させる方向でこれまで議論してきたが、兼務を認めるのは業務の負担増を防ぐことやケアマネジメントの質を確保する観点から「無理がある」と指摘した。人材の確保策として川北構成員は、地域包括支援センターに勤務し、ケアマネの資格を持つ保健師や社会福祉士も主任ケアマネの研修を受けられるように受講要件の見直しを求めた。
- ・ 双方の主任ケアマネの役割を明確化した上で、現在は勤務先によらず同じ内容になっている研修の内容を分ける必要があるとも主張した。
- ・ 内藤佳津雄構成員（日本大学文理学部心理学科教授）も兼務に伴う負担が大きくなるとして、まずは主任ケアマネの研修の見直しなどを検討すべきだとの考えを示した。

※詳細は下記からご確認ください。

○第6回ケアマネジメントに係る諸課題に関する検討会 資料
令和6年12月2日（月）

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_46375.html